

○田川地区清掃施設組合一般職の任期付職員の採用に関する条例施行規則

令和2年3月27日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、田川地区清掃施設組合一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和元年条例第6号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、任期付職員の採用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般職の任期付職員の採用)

第2条 田川地区清掃施設組合の一般職の任期付職員の採用については、田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成29年規則第3号）の規定の適用を受ける職員の例による。

附 則(令和2年3月27日規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。